



第 146号

<連絡先>

小澤 清子 電話・Fax
03-3487-3985

2021/1/14

伊東 宏 Mail:

itohiroshi1007@gmail.com

代田・九条の会News

ホームページ : <http://www.daita-9jo.sakuraweb.com/>



2021 年を迎えて

新しい年を迎えました。

昨年来のコロナ・ウィルス禍は衰えることなく世界中を襲っています。日本でも第3波といわれる急速な感染者の増加と新たな変異種の発見が広がっており、素早い対応が今こそ求められています。先週1月7日に2回目の、あまりメリハリのない「緊急事態宣言」が地域を限って出されました。政府の対応は後手に回って、かつ小出しになっています。この状況を一日も早く抜け出し、安心して生活を元に戻すためにはデータと科学に基づいた抜本的な対策が必要と感じます。

コロナ対策で、医療従事者からの切実な声に耳を貸さず、対策が後手に回っている菅首相は、昨年には臨時国会を早く閉じてしまい、宣言発表時にも自らは国会で説明を行わず、通常国会も1月18日まで開かないなど、国会での議論を避けているように見えます。しかし、一方で、今年に入ってすぐ、産経新聞や言論テレビなどで、櫻井よしこ氏のインタビューを立て続けに受けていると話しています。この中では、櫻井氏から持ち出されてきた改憲について「安倍首相の後をついで、しっかり挑戦していきたい」と述べています。

就任早々には、学術会議の次期会員の選任に介入しました。その時に「憲法15条」を持ち出しました。しかし、第15条には「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定されており、たとえ首相であっても個人にこの権限があるとは読めません。またその第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とされており、戦前に恣意的に大学教授などを罷免したことに対する歯止めがこめられています。憲法で保障された、学問の自由を踏みこじるものと言わなければなりません。

自民党は、昨年9月の菅体制への変更に合わせて憲法改正推進本部の陣容をさらに強化しているようです。今年の通常国会でも憲法審査会を動かし、国民投票法の改正を通し、憲法改正に進んで来ようとすると思われます。この動きをしっかりと阻止し、今年中に行われる衆議院議員選挙できっぱりと改憲の動きを食い止めましょう。
(代田2丁目・伊東 宏)

寄稿 イージスでも 巡航ミサイルでも コロナは退治できない

あけましておめでとうございます。コロナ感染の急拡大で大変な年明けとなりました。コロナに代表される感染症とのたたかいは、地球環境破壊と同様に、人類全体が直面する喫緊の課題で、総力を投じて対峙して行かなくてはなりません。医学・生理学・医療現場・生活弱者への大幅な経済支援が不可欠となっています。核兵器はもちろん、ミサイルや戦闘機でコロナを退治することはできません。今こそ戦争につながる兵器増強や開発にNO!を突きつけ、無駄の最たる軍事予算を人々の福祉に振り向ける時ではないでしょうか。年頭にあたり、日本国憲法が理想に掲げる、いのちと生活・人権を守る政治を、私たちが世界に向けて発信していかなければならないと痛感しています。

(代田2丁目・福島 和夫
世田谷・九条の会事務局長)



お問い合わせ：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～
+++ このニュースを、ぜひ、周りの人に広めてください。 +++

2021年

新年にあたって

昨年来、新型コロナの世界的感染への対応に終始している現状はやむを得ないが、いずれ人類はこれを克服するでしょう。

他方、日本の現実政治は昨年九月交代した菅政権が、以前にもまして反動的で、就任早々、早速学術会議への介入で本性を現した。「学問の自由」への侵害はすでに憲法を侵しているものであり、こういう行為を許しては日本の将来を危うくするもので絶対に許してはならない。

たまたま、今年は衆議院議員選挙を近くやる必要があるため、政権交代を図る絶好の機会である。そのためには野党共闘をぜひ実現して、菅政権の暴走を阻止したい。
野間口 至

世界中がコロナで混乱し、安倍・トランプの蜜月政治はすでに過去のもの。今が正念場。私たちの国が良くも悪くもあれやこれや歴史を重ね、今、手にしているものはなにか。さあ、ここから。いつも代田九条の会の皆様のパワーに励まされておりま。今年もどうぞよろしくお願ひします。
(代沢九条の会・松田こずえ)

アベ清アトランプ去リ
アツク
無存ハコトヲ 平和ヲカケリ

2021年1月22日にむけて

1月22日、国連で核兵器禁止条約が発効します。核を持つ大国の干渉をはねのけ、50国余が条約を批准し、発効を実現しました。今後、批准国はさらに増え続けます。核保有国はやがて孤立し、核を放棄せざるを得なくなりましょう。

核の抑止力に頼る政府を退場させ、唯一の原子爆弾の被爆国として、また戦争の放棄と戦力および交戦権の否認を謳う憲法9条を掲げる国として、条約批准国に加わる政府を作りましょう。 坂本 功

改メテアトト。Xテアにも戦争に
傾キイヒするカト。忘レテ
去ラシイヒ願存に訴ふる処カ
あるコトシテ 平和を維持シテ
此望むコトハ
自ラに望ムコトシテ。今年も

湯沢 勉

新年を迎えても頭は混乱中

コロナは、私たちに過度なグローバル化、
新自由主義に警告を発しているのか。
資本主義の終焉を告げているのか。
気候変動への対応、脱経済成長、
人々に公平な政治システムは
どうすれば獲得できるのか。
私の頭の中は混乱にまみれ
新年を迎えた。
代田5日・日暮恵子

まだくそな日々は続きます。でも
忘れたいだけ忘れたいことか
沢山あります。今の政権の危うさは
多くを語る必要はありません。前政権
よりも狡猾です。香港の例を見るまで
もななく、一つとして彼の思ひ通りにさせては
後々悔やむことになりま。甘言に騙さ
れず、回りに広めていきま。字係法
制は廃止を目指して。

横川 功



岩瀬 薫

2021年 賀正

昨年秋、映画「一粒の麦」を観ました。荻野吟子は、明治の男尊女卑が激しく女性に医師が許可されていない時代に10数年を費やして、日本で国家の認めた女医に初めてなった人です。100余年を経て箱根駅伝での「男だろ」激に輪をかけた様々な発言。戦争中に多くの母親・女性が涙し、今また改憲の動きが強まっています。現在ジェンダー平等、人種差別に抗する運動の高まり、介護・保育・障害等々のケア労働を見直す動きが強まっています。吟子たちが叫んだ女性解放は、まだまだ遠い道のりですが小さな一粒の麦になればと思っています。

コロナ感染危機を乗り越え新しい時代の扉を切り開きましょう。 小澤 清子

中国の香港支配に心痛む、香港の「一国二制度」は、国際法と中国国内法(香港基本法)による原則。これに対し、中国や日本の一部に“国の存立や安全が脅かされること”があれば「国家安全法」が制定されたのは当然”と支持を迫る動きがある。英国の植民地だった香港は、1979年に中国へ返還された。香港市民や学生は「一国二制度」を死守しようとしている。私は心から応援していきたいと思っている。
(荒川興道)



明けまして

おめでとうございます

2021

安倍政権は最低だと思っていたら、沢口さん以下でした。今年に憲法几条を守るために政権交替を!



代田4丁目
荻野幸子

集会等の紹介

**以下の案内があります。今後の状況によっては中止されることもありますので、ご注意ください。

2月17日(水) 午後6時半～9時 九条の会事務局主催 学習会

「菅政権の成立と改憲問題の新局面」

【講演1】 布施祐仁さん(ジャーナリスト)

「バイデン政権の成立と日米軍事同盟の強化
-第5次アーミテージレポートにもふれて-」

【講演2】 前田哲男さん(軍事評論家)

「敵基地攻撃能力保有策動の狙いと憲法9条」

会場：文京区民センター 3-A会議室

〒113-0083 文京区本郷 4-15-14 TEL03-3814-6731

【参加費】：一般 1,000円



日本国憲法公布75年

今年日本国憲法が、1946年(昭和21年)11月3日に公布されてから75年にあたります。世界になかなか平和が定着しませんが、国連では1月に核兵器禁止条約が発効します。今年、もう一度、憲法の理念に立ち戻り、いろいろなことを考えて見られてはいかがでしょうか。

下記に「前文」、「第2章 戦争の放棄」と「第3章 国民の権利と義務」から第25条を示しました。コロナ対策にも、25条の精神がしっかり生かされてほしいものです。

日本国憲法(抜粋)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。